

控訴審意見陳述書

西田グランド調節池工事反対運動代表の高橋靖昌と申します。
一審に続き、意見陳述の機会を頂きまして誠にありがとうございます。

そもそも、此度の訴訟の発端は、「真っ先に洪水の危険性がある地点より3キロメートルも下流に調節池を造り、洪水を起こしてしまった後の水を調節池に入れて何ほどの効果があるのか。造るならそれより上流でなければ意味がないのでは？」という単純な疑問からです。

争点の境川金森調節池は、武蔵の国と相模の国を隔てる二級河川境川の中流域にあります。

30数年前は何もなかった原っぱにホームタウン町田金森が建設され、グランドには学校がたつ予定という事で道路代を割り込んだ価格で購入し、管理は町田市へ移管されました。

証拠提出しておりますDVDの内容につきまして説明をさせていただきます。
DVDハイライト集の地図に撮影場所等位置関係を示しています。

第一場面の「思い出の西田スポーツ広場」は、工事着工以前のグランドの利用状況を示しております。

野球、サッカー、ゲートボール、リクレーション、保育園の運動場、災害時の避難場所として利用・活用されてきました。

第二場面の「調節池反対運動」は、住民の賛同を得ない中で、「十分に説明を行った」とのことで開始された工事に反対する住民代表の声です。

「説明を行った」と「同意を得た」とは違うことを強調するために近隣にお住いのビデオ編集者が作成されたものです。

第三場面の「ドローン動画」は、地図の⑥上空から撮影されたもので住宅街の中をセンターラインを大きくはみ出して走行するタンクローリーです。

第四場面の「工事車両危険個所と問題」は以下のとおりです

- ①坂道走行中での追い越しの危険性・反対車線の通行の危険性
- ②カーブ時の騒音、追従の危険性
- ③左折時の大曲によるはみだしの危険性
- ④左折一時停止時のブレーキによる金属性騒音
- ⑤小学生の交通禍の危険性（突然の走り出し・突然の横断）

現在1クルー6台で1日当たり4回合計24台走行しているだけでも不便で危険なのに、土砂搬出後はコンクリートミキサー車が1日当たり80台走行することになると1時間当たり10台の勘定となります。

という事は6分毎に1台走行することになり、これは住民にとって歩行時、自転車の走行時、特に園児送迎走行時、自動車運転時に共に大きく影響を受けることとなります。

神奈川県は「向こう30年間は30mm/Hrの現状を引き上げることはできない」といっております。

東京都が金森調節池を担保として上流の危険区域の河床掘削を行うと、水量が増えた分だけ調節池の満杯後はかえって下流域の水害の危険性が高まる状況を座視することはできません。

「水は低きに流れる」の現象にのっとなって、河川行政を病理的な水害・豪雨対策から、より生理的な環境を取り入れた総合治水政策に切り替える時期に来ているのではなかろうかと考えるものです。

我々住民は、この裁判に並行して「境川を一級河川に格上げして、一元的な河川行政」が行われるように運動を継続していく所存です。

豪雨の際に避難命令が出たら先ず逃げるのが求められる時代にあって、1時間10数分で満杯になる小さな調節池を200億円もの巨費をつぎ込み、しかも下流域の水害の危険性がかえって高まる工事を、8年間の間も交通禍を恐れる住民の声を無視してまで強行するという事は病理的な水害・豪雨対策と相まって何十重もの誤りを犯すことになりかねません。

地域の鎮守社である杉山神社氏子、近隣農家、都公社分譲住宅居住者、近隣新規居住者という新旧の住民がこぞって反対をしている調節池工事を即刻中止していただくように求めてやみません。